

您好 神奈川

日本神奈川県

こんにちは神奈川

2006年 夏秋季刊 第1号第15册

—「こんにちは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—
—“您好神奈川”是神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物—

委員募集 外国籍県民かながわ会議 外籍县民神奈川会议 征集委员

外国籍県民かながわ会議は、外国籍県民の県政参加を推進するために、1998年11月に設置されました。この会議では、外国籍県民に関わる問題などについて協議し、提言としてとりまとめて知事に提出しています。

- 募集人数：20人以内
- 任期：2006年11月から2年間
- 開催回数：2年間で10～16回程度
- 使用言語：日本語
- 応募資格：次の3つの要件を満たす方が応募できます。
 - ① 2006年4月1日現在で満18歳以上の方
 - ② 外国人登録をしている方で、2006年4月1日現在、県内に1年以上在住、在勤、在学している方
※日本国籍を取得した難民の方も応募可能
 - ③ 任期中の県内在住、在勤、在学が予定されている方
- 応募方法：所定の応募用紙を、県ホームページからダウンロードしてご利用ください。

URL：http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/

- 応募締切：2006年9月15日（金）[必着]

【日本語での問い合わせ】 県国際課企画班

TEL：045-210-3748

FAX：045-212-2753

为了推进外籍县民参与县政活动，外籍县民神奈川会议于1998年11月设置。该会议就外籍县民的相关问题等进行协商，并归纳成建议向知事提出。

- 征集人数：20人以内
- 任期：2006年11月起两年
- 举办会议次数：两年约为10～16次
- 使用语言：日语
- 应征资格：符合下列3项要件者可以应征。
 - (1) 2006年4月1日满18岁以上者
 - (2) 办理外国人登记、于2006年4月1日在县内居住、工作、上学1年以上者
※取得日本国籍的难民也可应征
 - (3) 预定任期中在县内居住、工作、上学者
- 应征方法：请从县主页下载规定的应征用纸，予以利用。
URL：http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/
- 应征截止：2006年9月15日（星期五）[必到]

【日语问讯处】 县国际课企划班

TEL：045-210-3748

FAX：045-212-2753

一般通訳の紹介・派遣を行っています 从事一般口译的介绍・派遣工作

日常生活の中で通訳を必要とする場合に、通訳ボランティアを紹介いたします。どなたでもお申し込みいただけますが、公的サービス（例：学校での面談、行政窓口での相談）の通訳に限ります。

- 実施言語：中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、英語など
- 費用負担：申込者が1回当たり原則3千円を支払います。
※併せて、通訳ボランティアも募集しています。

【日本語での問い合わせ】 県民センター2F 一般通訳窓口

TEL：045-317-8813

在日常生活中需要口译时，将介绍口译志愿工作者。任何人都可提出申请，但仅限公共服务（例：学校面谈、行政窗口咨询）的口译。

- 实施语言：汉语、韩国・朝鲜语、葡萄牙语、西班牙语、英语等
- 费用负担：申请者每次原则上支付3千日元。
※同时，也征集口译志愿工作者。

【日语问讯处】 县民中心2层 一般口译窗口

TEL：045-317-8813

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ（P2参照）

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口（参照第2页）

けん し ちょうそんがいこくせきじゅうみんそうだんまどぐち あんない
県・市町村外国籍住民相談窓口のご案内
 县・市町村外籍居民咨询窗口简介

咨询窗口	接待语言	咨询日	咨询受理时间	电话
神奈川县 (横浜) <神奈川县民中心县民之声・咨询室> 〒 221-0835 横浜市神奈川区鹤屋町 2-24-2 神奈川县民中心 2F (最近车站: JR 横浜站)				
一般咨询	英语 汉语 韩・朝语 西班牙语 葡萄牙语	第 1、3、5 星期二 星期四、第 4 星期二 第 1、3、5 星期一 星期五、第 2 星期二 星期三	9:00 ~ 17:15 (受理至 16:00 为止)	(045)324-2299 (045)321-1339 (045)321-1994 (045)312-7555 (045)322-1444
印度支那难民定居咨询	日语 (配有口译)	星期二	9:00 ~ 17:15 (受理至 16:00 为止)	(045)410-3131
法律咨询	英语 汉语 葡萄牙语	第 3 星期二 第 4 星期四 第 2 星期三	13:30 ~ 16:30 (受理至 16:00 为止)	(045)324-2299 (045)321-1339 (045)322-1444
<横浜劳动中心劳动咨询处> 〒 231-8583 横浜市中区寿町 1-4 神奈川劳动广场 2F (最近车站: JR 石川町站中华街口(北口))				
劳动咨询	汉语 他加禄语 西班牙语	星期五 第 2、4 星期四 星期三	13:00 ~ 16:00	(045)662-1103 (045)663-3153 (045)662-1166
(川崎) <川崎县民中心县民之声・咨询室> 〒 210-0913 川崎市幸区堀川町 580 Solid Square 东馆 2F (最近车站: JR 川崎站、京滨急行线京急川崎站)				
一般咨询	英语・他加禄语 泰语	第 2、4 星期一 第 1、3、5 星期一	9:00 ~ 17:15 (受理至 16:00 为止)	(044)549-0047
(厚木) <县央地区县政综合中心县民之声・咨询室内> 〒 243-0004 厚木市水引 2-3-1 厚木合同厅舍主楼 1F (最近车站: 小田急线本厚木站)				
一般咨询	西班牙语 葡萄牙语	星期一 星期二	9:00 ~ 17:15 (受理至 16:00 为止)	(046)221-5774
印度支那难民定居咨询	日语 (配有口译)	星期三	9:00 ~ 17:15 (受理至 16:00 为止)	(046)223-0709
<县央地区县政综合中心劳动课> 〒 243-0004 厚木市水引 2-3-1 厚木合同厅舍主楼 2F (最近车站: 小田急线本厚木站)				
劳动咨询	英语 西班牙语 葡萄牙语	第 1、2、4 星期二 星期四 星期一	13:00 ~ 16:00	(046)221-7994
横浜市 市役所<市民咨询室> 〒 231-0017 横浜市中区港町 1-1 (最近车站: JR 根岸线关内站)				
市政・法律・交通事故 福利・劳动等	英语 汉语 韩・朝语 西班牙语 葡萄牙语	星期五 星期四 第 1、3 星期一 第 1、3 星期二 第 2、4 星期二	13:00 ~ 16:00	(045)633-3344 (045)633-3322 (045)633-3311 (045)633-3355 (045)633-3366
<泉区役所区民咨询> 〒 245-0016 横浜市泉区和泉町 4636-2 (最近车站: 相铁和泉野线和泉中央站)				
一般咨询	汉语 越南语	星期四 星期五	10:00 ~ 16:00 10:00 ~ 16:00	(045)800-2334 (045)801-3738
印度支那难民定居咨询	日语 (配有口译)	星期五	9:00 ~ 16:00	(045)801-3738
横浜市 <YOKE 信息・咨询处>※第 1 星期日・年末年初除外 〒 220-0012 横浜市西区港湾未来 1-1-1 Pacifico 横浜国际协力中心 5F (最近车站: 港湾未来线港湾未来站)				
一般咨询	英语 汉语 韩・朝语 西班牙语 葡萄牙语 泰语 德语 俄语	星期一~星期六 星期日、节日 星期一~星期六 星期五 第 1、3 星期六 星期一~星期六 第 2 星期四 星期一、星期三 第 1、2 星期二 第 3、4 星期二 第 2、4 星期三 第 2、4 星期二	10:00 ~ 17:00 13:00 ~ 16:00 10:00 ~ 17:00 10:00 ~ 13:30 13:30 ~ 17:00 10:00 ~ 17:00 10:00 ~ 13:30 10:00 ~ 17:00 13:30 ~ 17:00 10:00 ~ 13:30 13:00 ~ 17:00	(045)222-1209
<保土谷区国际交流处>※第 2 星期一・年末年初除外 〒 240-0004 横浜市保土谷区岩间町 1-7-15 岩间市民广场 1F (最近车站: 相铁线天王町站)				
一般咨询	汉语 韩・朝语 葡萄牙语	星期一 星期四 星期日 星期二 星期五	14:00 ~ 18:00 10:00 ~ 14:00 10:00 ~ 14:00 10:00 ~ 14:00 10:00 ~ 14:00	(045)337-0012
<青叶国际交流谈话室> 〒 227-0064 横浜市青叶区田奈町 76 青叶区民中心田奈交流所内 (最近车站: 东急田园都市线田奈站)※年末年初除外				
一般咨询	汉语 韩・朝语 西班牙语	星期三 星期六 星期三	9:15 ~ 13:30 9:00 ~ 13:15 9:15 ~ 13:30	(045)989-5266
<港北国际交流谈话室> 〒 222-0032 横浜市港北区大豆户町 316-1 (最近车站: 东急东横线菊名站)※第 3 星期一・年末年初除外				
一般咨询	汉语 韩・朝语 西班牙语 他加禄语 英语	星期六 星期五 星期四 星期四 星期一~星期六 星期日、节日	9:00 ~ 13:00 9:00 ~ 13:00 9:00 ~ 13:00 12:00 ~ 16:00 9:00 ~ 21:00 9:00 ~ 17:00	(045)430-5670

咨询窗口	接待语言	咨询日	咨询受理时间	电话
横浜市 ＜港南国际交流谈话室＞ 〒233-0002 横浜市港南区上大冈西 1-6-1 YUME 大冈办公大楼 13F（最近车站：京滨急行线上大冈站）※年末年初除外	一般咨询 英语・他加禄语 汉语 韩・朝语 西班牙语 泰语 印度尼西亚语	第1星期六 第2、4星期六 星期四 星期四 第1、3、4星期二 第2、4星期一 第4星期三	11:00～15:00 9:00～13:00 9:00～13:00 9:00～13:00 10:00～14:00 9:30～13:30 9:00～13:00	(045)848-0990
川崎市 ＜（财）川崎市国际交流协会＞ 〒211-0033 川崎市中原区木月祇园町 2番 2号 川崎市国际交流中心（最近车站：东急东横线元住吉站）	一般咨询 英语 汉语 他加禄语 韩・朝语 西班牙语 葡萄牙语	星期一～星期六 星期二、星期三、星期五 星期二、星期三 星期二、星期四 星期二、星期四 星期二、星期五	10:00～12:00 13:00～16:00	(044)435-7000
横须贺市 ＜NPO 横须贺国际交流协会＞ 〒238-0006 横须贺市日之出町 1-5 WERK 横须贺 2F（最近车站：京滨急行线横须贺中央站）	一般咨询 （需预约） 英语 韩・朝语 他加禄语 汉语 西班牙语 葡萄牙语	星期一、星期四 星期四 星期一 星期二 星期三 星期五	10:00～13:00 14:00～17:00	(046)827-2166
平冢市 ＜市役所 市民信息・咨询课＞ 〒254-8686 平冢市浅间町 9-1（最近车站：JR 东海道线・平冢站）	一般咨询 西班牙语 葡萄牙语	第1、3星期三 第2、4星期三	9:00～12:00 13:00～16:00	(0463)21-8764
藤泽市 ＜市役所 市民咨询课＞ 〒251-8601 藤泽市朝日町 1-1（最近车站：JR 东海道线・小田急线藤泽站）	一般咨询 西班牙语 葡萄牙语	星期一～星期五	8:30～12:00, 13:00～17:00 面谈咨询至 16:00 为止	(0466)25-1111 (分机) 2578 & 2579
茅崎市 ＜市役所 文化推进课＞ 〒253-8686 茅崎市茅崎 1-1-1（最近车站：JR 东海道线茅崎站）	一般咨询 英语 汉语 韩・朝语 葡萄牙语	星期一～星期五 （预约制）	8:30～17:00	(0467)82-1111 (分机) 3301
厚木市 ＜市役所 市民活动推进课＞ 〒243-8511 厚木市中町 3-6-1 厚木商务大楼 3层（最近车站：小田急线本厚木站）	一般咨询 英语 西班牙语 葡萄牙语	星期四	13:00～16:00	(046)225-2100
相模原市 ＜市役所 市民咨询课＞ 〒229-8611 相模原市中央 2-11-15（最近车站：JR 横滨线相模原站）	一般咨询 英语 汉语 西班牙语 葡萄牙语	第1、3星期三 星期三 星期五 星期五	9:00～12:00 13:00～16:00	(042)769-8319
秦野市 ＜市役所 市民课生活咨询班＞ 〒257-8501 秦野市樱町 1-3-2（最近车站：小田急线秦野站）	一般咨询 英语 葡萄牙语 西班牙语 汉语	星期三、星期四 星期二 星期三、星期四 星期五	9:00～12:00 13:00～16:00 9:00～12:00	(0463)82-2001
爱川町 ＜町役场 住民课＞ 〒243-0392 爱甲郡爱川町角田 251-1（最近车站：小田急线本厚木站乘公共汽车）	一般咨询 西班牙语 葡萄牙语	星期一、星期二、星期三、星期五	13:00～17:00	(046)285-2111 (分机) 255
汤河原町 ＜汤河原町外籍居民咨询处＞ 〒259-0392 足柄下郡汤河原町中央 2-2-1（最近车站：JR 线汤河原站）	一般咨询 （仅限必要时接待） 英语 韩国语 汉语	随时	平日 9:00～16:30 （受理至 16:00 为止）	仅限住民课窗口接待

○提供有关咨询等的口译

咨询窗口	接待语言	接待日	接待时间	电话
横浜市 ＜鹤见区役所 户籍课＞ 〒230-0051 横浜市鹤见区鹤见中央 3-20-1（最近车站：JR 京滨东北线鹤见站、京滨急行线京急鹤见站）	区役所业务介绍・口译 西班牙语、葡萄牙语、英语	星期一～星期五	10:00～17:00	(045)510-1704
＜中区役所 户籍课＞ 〒231-0021 横浜市中区日本大通 35（最近车站：JR 根岸线关内站）	区役所业务介绍・口译 英语	星期一～星期五	8:45～15:45	(045)224-8296
＜港北区役所 户籍课＞ 〒233-0002 横浜市港北区大豆户町 26-1（最近车站：东急东横线菊名站）	区役所业务介绍・口译 西班牙语、葡萄牙语、英语	星期一～星期五	10:00～17:00	(045)540-2257

○提供有关咨询等的口译

咨询窗口	接待语言	接待日	接待时间	电话
大和市 ＜（财）大和市国际化协会＞ 〒242-0018 大和市深见西 8-6-12（最近车站：小田急线鹤间站）	有关一般・行政咨询的口译 英语 越南语 汉语 西班牙语	星期一～星期五 星期三 星期一 星期二、星期五	9:00～12:00 13:00～17:00 9:00～12:00 9:00～12:00 13:00～17:00	(046)260-5126 (046)263-1261 (046)263-1261 (046)263-8305 (046)263-1261

* 刊载内容为 2006 年 4 月 1 日当时的信息。内容会有所变更，具体请向各窗口问询。

はいぐうしゃとう

ぼうりよく ひ がいしゃ

た げん ご そうだんまどぐち

あんない

配偶者等からの暴力被害者のための多言語相談窓口のご案内 面向因配偶者等暴力受害者的多种语言咨询窗口介绍

はいぐうしゃ した だんせい ぼうりよく なや かた のための
多言語相談を実施しています。

相談は無料です。秘密は固く守ります。緊急時は110番

● 相談日・時間：月曜日から土曜日 10時から17時

● 対応言語：英語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タ
ガログ語、韓国・朝鮮語

(曜日により対応言語が異なるので、問い合わせが必要です。)

【問い合わせ】 配偶者暴力相談支援センター

TEL:050-1501-2803

面向因配偶者及男友等暴力而感到烦恼者，实施多种语言
咨询。

咨询免费。严守秘密。紧急时请拨打110号

● 咨询日・时间：星期一至星期六 10时至17时

● 对应语言：英语、西班牙语、葡萄牙语、泰语、他加禄语、
韩国・朝鲜语

(每天的对应语言有所不同，请予以问询)

【问讯处】 配偶者暴力咨询支援中心

TEL：050-1501-2803

じどうてあてなど じゆきゆうしんせいてつづ 児童手当等の受給申請手続き 儿童补贴等的领取申请手续

子どもを育てている家族は、次のような手当を受けることが
できます。お住まいの市区町村の窓口で申請手続きをしてく
ださい。

ただし、外国人登録をしても、在留資格によって制度
の対象とならないことがあります。詳しくは市区町村の窓口
でお問い合わせ下さい。

1 児童手当

小学校6年生までの子どもを育てている家族は、お金を受け取
ることができます。平成18年4月1日に制度が改正され、手当
を受けられる対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳の誕
生日から最初の3月31日)までから、小学校6年生(12歳の
誕生日から最初の3月31日)までに拡大されました。あわせて、
所得制限が引き上げられました。なお、平成18年制度改正に伴
う手当の認定の請求、増額の請求等は平成18年9月30日ま
でに受け付けたものに限り遡って受けられる場合があります。

2 児童扶養手当(母子家庭等の子どものために)

子どもを育てていて、子どもの父親がいない場合、母親は、
お金を受けることができます。手当の対象となる子どもは、
18歳の誕生日から最初の3月31日までの間にある人です。
(政令で決められた程度の障害の状態にある人は20歳未満まで)

3 特別児童扶養手当(障害のある子どものために)

知的障害・身体障害等のある子どもを育てている父親や母
親、または父親、母親の代わりをしている人は、お金を受けと
ることができます。手当の対象となる子どもは、政令で決めら
れた程度の障害を持つ20歳未満の人です。

【日本語での問い合わせ】 県子ども家庭課

TEL:045-210-4674

【日本語以外での問い合わせ】 県外国籍県民相談窓口

(P2参照)

抚养孩子的家庭，可以领取下列补贴。请到住处所在的市
区町村窗口办理申请手续。

但是，办理外国人登记者也有因在留资格而不能成为制度
对象的情况。具体请向市区町村窗口问询。

1 儿童补贴

抚养小学6年级以下儿童的家庭，可以领取补贴。2006
年4月1日制度得以调整，领取补贴的对象年龄，从以往的小
学3年级(9岁生日至最初的3月31日)以下，扩大到小学6
年级(12岁生日至最初的3月31日)以下。同时，放宽了所
得限制。伴随2006年的制度调整，仅限2006年9月30日以
前提出申请的，可以追溯受理相关的补贴认定请求和增额请
求等。

2 儿童抚养补贴(面向母子家庭等的儿童)

抚养儿童但儿童的父亲不在时，母亲可以领取补贴。成为
补贴对象的儿童，是指年龄在18岁生日至最初的3月31日以
下者(政令规定的残疾状态者为未满20岁)。

3 特别儿童抚养补贴(面向残疾儿童)

抚养智能残疾、身体残疾儿童的父亲和母亲，或代理父亲、
母亲者，可以领取补贴。成为补贴对象的儿童，为政令规定的
残疾状态者，年龄为未满20岁。

【日语问讯处】 县儿童家庭课

TEL：045-210-4674

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

(P2参照)

次号(冬号)は、2006年11月に発行予定です。

【編集・発行】 神奈川県国際課 TEL：045-210-3748

下一期(冬季号) 预定于2006年11月发行。

【编辑・发行】 神奈川県国際課 电话：045-210-3748